

## 射水市ひきこもりサポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第2項第3号の規定に基づき、自立の支援に関する措置の一環として、ひきこもりの状態にある者及びその家族等への理解や支援を推進することを目的として実施する射水市ひきこもりサポート事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、射水市とする。ただし、市長は、当該事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人その他の団体に委託することができる。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、義務教育修了後ひきこもり状態にある者（様々な要因の結果、社会参加を回避し、原則として6か月以上にわたり家庭にとどまり続けている状態にある者（統合失調症の陽性症状が認められる者及び当該疾患の陰性症状に基づき、ひきこもり状態にあると認められる者を除く。）をいう。）及びその家族等で、市内に居住する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

### (事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談事業
- (2) 居場所の提供
- (3) 家族支援
- (4) 事業の周知啓発及び情報発信
- (5) サポーターの派遣

(6) 関係機関との連携及び連絡調整

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

(実施体制)

第5条 事業の実施に当たって、第2条の規定により事業の全部又は一部の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が置くべき人員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業を実施する者は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者又はこれらの者に準ずると市長が認める者とする。

(2) 受託者は、事業を効果的に実施するために必要な員数を配置する。

(実施日)

第6条 事業の実施日は、週5日以上（射水市の休日を定める条例（平成17年射水市条例第2号）に規定する休日を除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(秘密の保持)

第7条 受託者の役員若しくは職員又は事業に従事した者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。

(実施状況の聴取)

第8条 市長は、必要に応じて、受託者から事業の実施状況について聴取を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。